

文京区特別区税条例及び文京区後期高齢者医療に関する条例の  
一部を改正する条例案の主な内容

## 1 文京区特別区税条例について

## (1) 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の一部改正に伴い、文京区特別区税条例（昭和 39 年 12 月文京区条例第 44 号）において、公示送達に係る規定等を整備する。

## (2) 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条から第五条の六まで（略） （公示送達）</p> <p>第六条 法第二十条の二の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を文京区公告式条例（昭和二十六年十二月文京区条例第二十一号）第二条第二項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。</u></p> <p>第七条から第十四条まで（略） （所得割の課税標準）</p> <p>第十五条 第一項から第三項まで（略）</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第二十四条第一項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他<u>施行規則</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>第一条から第五条の六まで（略） （公示送達）</p> <p>第六条 法第二十条の二の規定による公示送達は、文京区公告式条例（昭和二十六年十二月文京区条例第二十一号）<u>第二条</u>に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u>ものとする。</p> <p>第七条から第十四条まで（略） （所得割の課税標準）</p> <p>第十五条 第一項から第三項まで（略）</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第二十四条第一項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他<u>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所</p>

<p>第十五条第五項から第六十一条まで（略）</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>一 第一条の規定による改正後の文京区特別区税条例第六条</u></p> <p><u>二 第二条の規定による改正後の文京区後期高齢者医療に関する条例第六条</u></p>	<p>得の金額については、適用しない。</p> <p>第十五条第五項から第六十一条まで（略）</p>
---	--

2 文京区後期高齢者医療に関する条例について

(1) 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の一部改正に伴い、文京区後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年 3 月文京区条例第 7 号）において、公示送達に係る規定等を整備する。

(2) 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条から第五条まで（略） （公示送達）</p> <p>第六条 法第百十二条の規定において準用する 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号） 第二十条の二の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を文京区公告式条例（昭和二十六年十二月文京区条例第二十一号）第二条第二項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>第七条から第十条まで（略）</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>一 第一条の規定による改正後の文京区特別区税条例第六条</u></p> <p><u>二 第二条の規定による改正後の文京区後期高齢者医療に関する条例第六条</u></p>	<p>第一条から第五条まで（略） （公示送達）</p> <p>第六条 法第百十二条の規定において準用する 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号） 第二十条の二の規定による公示送達は、文京区公告式条例（昭和二十六年十二月文京区条例第二十一号）<u>第二条</u>に規定する掲示場に掲示<u>して行うものとする。</u></p> <p>第七条から第十条まで（略）</p>